

## 鳥取県告示第 792 号

不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱（平成 16 年鳥取県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 9 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指導)</p> <p>第 5 条 所長は、条例第 11 条の 4 第 1 項の調査の結果、当該事業者が不当な取引方法を<u>用いているおそれがあると認められ、それによる消費者の被害の拡大及び再発防止のため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法又はそれについての消費者苦情相談を示した上で、口頭又は書面により取引方法の改善を指導するとともに、様式第 1 号の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(勧告等)</p> <p>第 6 条 条例第 11 条の 6 第 1 項の規定による勧告は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>条例第 11 条の 4 第 1 項の調査の結果、当該事業者が不当な取引方法を<u>用いていると認められるとき。</u></u></p> <p>(2) <u>前条の指導を行った後においても、当該指導前に寄せられたのと同様の消費者苦情相談が寄せられること等により、当該事業者が取引方法を改善していないと認められるとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号に該当する場合において、違反の程度が軽微であり、又は再発する可能性が低いと認められるときは、前条の例により指導を行うものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p>	<p>(指導)</p> <p>第 5 条 所長は、条例第 11 条の 4 第 1 項の調査の結果、当該事業者が不当な取引方法を<u>用いていると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法の改善を指導するとともに、様式第 1 号の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(勧告等)</p> <p>第 6 条 条例第 11 条の 6 第 1 項の規定による勧告は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>当該事業者が前条の指導に従わないとき。</u></p> <p>(2) <u>その他特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>2 略</u></p>

(未然防止)

第10条 条例第11条の8第1項の規定による調査又は指導は、次の各号のいずれかに該当し、当該事業者による消費者の被害を未然に防止するため必要があると認められる場合に行うものとする。

(1) 事業者が用いているおそれがある取引方法が特に悪質で、当該取引方法により深刻な被害が生じるおそれがあると認められるとき。

(2) 他の都道府県で不当な取引方法を用いた事業者が県内に進出してきた場合において、県内においても不当な取引方法を用いるおそれがあると認められるとき。

(未然防止)

第10条 条例第11条の8第1項の規定による調査又は指導は、他の都道府県で問題を起こした事業者が県内に進出してきた場合において、県内においても不当な取引方法を用いるおそれがあると認められ、かつ、当該事業者による消費者の被害を未然に防止するため必要があると認められる場合に行うものとする。